

令和5年度第2回長浜市手話施策推進会議 会議録

日 時	令和5年7月3日（月） 13:30～15:00
場 所	長浜市役所本庁舎1階 多目的ルーム1
出席者	<p>出 席：</p> <p>【委 員】高梨座長、石川委員、宮川委員、相宅委員、岡野委員、落合委員、平井委員 （計7名）</p> <p>【関係者】長浜市聴覚障害者協会 日比氏、大住氏（2名）</p> <p>欠 席：新村委員</p> <p>傍 聴 者：なし</p> <p>事 務 局：健康福祉部：横田部長、山口次長、しょうがい福祉課：真壁、松尾、花澤</p> <p>手話通訳者：2名</p>
<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市聴覚障害者協会から出席者2名の紹介 （長浜市手話施策推進会議開催要綱第5条に基づく） ・会議の公開については、本会議を公開することで承認された。 <p>2. 議題</p> <p>（1）施策の推進方針について…資料1（事務局より説明） ⇒事務局（案）で承認</p> <p>（2）今後の取組みについて…資料2（事務局より説明）</p> <p>委 員：小学校や企業への出前講座は、サークル活動でお願いしたいとの話だが、サークル活動は市外もある。市外のろう者の人が、長浜市の小学校や事業所へ出前講座に行くことが増えると、米原市と長浜市両方に行くことになり、サークルの負担が大きくなる恐れがある。長浜市にもろう者がおられるので、市内在住のろう者で出前授業等を担ってもらえる仕組みや活躍の場を作っていくことが今後必要なのではないか。サークルで出前講座の依頼があれば受けるが、負担が大きくなることを気にしているサークルメンバーもいる。</p> <p>座 長：いまの段階で事務局から答えられることは何かありますか。</p> <p>事務局：今のところ、市ではろう者に担ってもらえる仕組み作りは考えていない。どういったところでサークルと連携できるかをお話できたらと思う。</p> <p>座 長：後ほど、自由に議論できる時間を取るのので、その時にお話を伺えればと思います。ありがとうございました。その他の方で、市民の役割や参加のことでアイデアなどあればお願いします。後で発言できる時間を取れればと思います。いったん先に議題を進めさせていただきます。</p> <p>（3）手話言語条例制定記念イベントについて…資料3（事務局より説明）</p> <p>座 長：事務局より提案のあるイベントのサブタイトルについて、意見等はありませんか。</p>	

(委員より意見なし)

では、このタイトルで進めていくことになると思うのでよろしくお願いします。

(4) その他

座長：意見交換を含め、これまでの説明を受けて改めてご意見やご質問を受けたいと思います。まず、先日の会議において、広報のアイデアが出ていました。皆さんにアイデアをお願いしておりましたが、そのことについて話ができればと思います。その前に、先ほど出ていた提案を先に確認させていただきます。

手話サークルですべての出前講座を受けていくのは大変という話で、ろう者の人に実際に講座に行っていたのは、受講者には身近に感じられるよい方法だと思います。ろう者の方が出前講座の調整をしてもらうのは負担が大きいと感じますが、コーディネートするのは別の人になるのか等、何か具体的なイメージがあれば伺いたい。

委員：具体的な話は出ていないが、現在は社会福祉協議会で小学校の出前講座の依頼が集約されている。地域や学校の要望等を考慮してサークルに割り振られ、サークル内でだれが行けるかの調整を行い、サークル員で出向いていく仕組みとなっている。

条例ができたことで、しょうがい福祉課が出前講座の依頼を集約し割り振りをするのか。サークルに所属しているメンバーは長浜市と米原市の人っていて、先に条例が制定されている米原市では、社協がしていた出前講座の受付や割り振りの調整を行っているという。米原市のメンバーが長浜市の出前講座に行くことも割と多い。長浜市内にも活動できるろう者で出前講座をまわしていける仕組みがある方が、今後長い目で見るとよいのではないかという話は出ていた。具体的な話までは難しかった。

座長：ありがとうございました。社会福祉協議会の方でどのようにコーディネートされているかを説明いただければと思います。

委員：現在、初級の手話講座を周知し来ていただいている。集約後、市内の手話サークルに講座をお願いしている。

座長：まずは依頼が社協を窓口としてきて、日程に応じて行っていただける手話サークルを募るとい形ですね。負担としてはいかがですか。

委員：担当は別になるため詳細は確認できていない。特段大変という声は聞いていない。

委員：いま初級講座の話が出ていたが、これは社協が主催で手話サークルがやっている。サークルが一番心配しているのは、手話言語条例ができて小学校や事業所からの依頼が増えたときに対応がしきれなくなる。サークルでも協力して対応するが、長浜市内のろう者にも行ってもらえる仕組みや行ける人を増やすことが必要ではないかという話が出てくる。

座長：どの程度コーディネートをする必要があるのかを考えないといけない。コーディネートをする場合も含めて、社協の方でボランティアの人を探していただくのが社協の管轄の

範囲内であり得ると思う。一方で、市役所でも直接関与する余地があってもよいのではないかなという意見だと思いましたが、事務局はどうでしょうか。

事務局：今のところ、市役所の方でとりまとめをしようという考えはない。今までサークルで自由に活動いただいているので、市がとりまとめると、活動に制限をかけてしまうことにもなってしまいます。小学校にどれくらい行かれているのか伺いたい。

委員：今年度、社協で計画いただき、すでに終わっている学校もあります。当会では16校頼まれていて、充実した時間を過ごしてもらっている。指文字や自分の家族・名前紹介をしているが、その場に聴覚しょうがいの人にも一緒に行ってもらえると、生の手話を学べるのではないか。対象は小学4年生が中心で、小学校3～6年生にも教えている。学んだ後は、学校の授業でどうなっているのか気にはなっている。学校教育の中にもっと取り入れてもらえるといい。

座長：これから出前講座の件数を増やしていこうとする時に、受け入れができるかの不安があること。また、回数に関わらず、ろう者に行ってもらうことは、小学生への啓発効果が大きい。社協で派遣する際にろう者の方に行ってもらえる可能性があるのか探っていただき、また、コーディネートの仕組みをボランティアでできないのかを検討してもらえるとありがたい。市役所はできる限りで社協の相談やフォローしてもらえるとありがたい。

座長：広報のアイデアについて何かあればご意見・ご提案をお願いします。

委員：条例ができて広めていくことに一番大事なものは、子どもたちへの教育になると思う。例えば、小学校で使える手話の単語集や動画などを作製して閲覧したり、始業のあいさつをするなど、子どもたちが日常的に手話に触れられる環境を作っていくのが良いかと思う。子ども向けに何かできるといい。

座長：長期的な取り組みになるので、子どもの頃から親しむことが重要であると考えている。小学校で取り組みそうなことはありますか。

委員：子どもたちは何でも興味を持って取り組んでくれる子が多い。こちらがどれだけ仕掛けていけるかがポイントとなる。イベントの開催や出前講座なども効果的になってくる。自然と耳馴染みや目にしたりしていくと馴染んでいくと思う。

座長：提案していただいた中で、自前で教材を作っていくのは負荷が大きいと思う。小学生向けの教材がすでにあるなら、小学校の図書室で紹介できるのではないか。そういった教材を見たことはありますか。

委員：手話に関する本やテキスト、参考書はたくさん出ていて、子ども向けのものもある。図書室において、触れられるようにすることは大事なことかなと思う。

座長：どういったものがあるのかリストアップし、共有していくことも必要。図書の購入は各

小学校、教育委員会で判断していくものなのか。市役所で教材購入の予算措置ができるものなのか。

事務局：小学校の図書をどこで購入しているのか確認して、手当ができるのであれば考えたい。PTAの予算で買われる場合もあるのではないかと思う。

座長：市で購入し配布しても、現場で必要性がなければ無駄になってしまうこともある。学校やPTA、教育委員会で教材を導入できる余地があるのかどうか。出前講座等と連動して、図書室で図書があると紹介できるといい。興味をきっかけに上手く活用していけるような流れを連携して取り組む必要がある。

委員：ギガスクール構想に伴い、小中学校では1人1台タブレットを使用している。タブレットを使ったコンテンツがあればとても有効だと思う。

座長：今の小学生はマルチメディア世代のため、映像で見られるといい。手話の学習は動いている動画がないと難しい。そういった教材があれば理想だと思います。その他に広報のためにできそうなことはありますか。

委員：広報に掲載することのアイデアを自分なりに考えてみた。

- ・手話単語の掲載（例：長浜の地名と表現の由来、スーパーや銀行等のよく訪れる場所）
- ・普段の身振り（例えば、さよなら、バナナ、箸、お寿司など）
- ・手話の強弱・速さ・位置・表情なども表現する（例：雨の表現は強弱で小雨や大雨となる）
- ・1つの単語にとらわれない（例：お母さん、お袋、ママなど）
- ・手話の豆知識（例：聴覚障害者は何人いるのか、ろう者の生活の困り事等）

座長：具体的な提案ありがとうございます。広報紙面はどれくらいスペースが取れるのか。定期的な掲載ができた場合、どのくらいのことができそうなのか。現状を教えてください。

事務局：広報担当課との調整になってくるため、毎月一定のスペースを確保ができるかは確約できない。

座長：一定のスペースが取れた場合、事務局のしょうがい福祉課で記事の作成は可能なものなのか。

事務局：事務は大変となってくるが、市でやっていく必要があると思う。今後は協力をいただきたい。

座長：どういうやり方次第ではあるが、記事の作成に協力してもらえる人も中にはいるかもしれない。書いてもらえる人を確保するのも一つのやり方である。市ホームページに短い動画が置けるのであれば、広報誌にイラストとQRコードを掲載するだけでも違ってくる。動画で広報する方が、わかりやすいと思うので検討をお願いし

ます。

事務局：先日、ツイッターに市の職員が出演した動画を掲載したので、こちらにも協力いただけるとありがたい。

座長：広報紙は紙面が限られている。詳しい情報はすぐにホームページにアクセスできて、そこから見たい動画を見ていけるといい。

委員：広報6月号に特集の掲載をきっかけに、出会う人に声をかけてもらえた。手話のあいさつの由来を伝えると、手話が楽しいと80～90代の高齢者から反響があった。動画は高齢者が見れないこともある。広報には、指文字や簡単な短い会話を掲載してもいいのではないか。

座長：手話を習う事とろう者の実生活を知る事、手話に関わっている人の活動を知る事など、いろんなレベルでの情報発信ができる。発信の方法も様々あり、引き続き検討していく必要があると思いました。その他にアイデアはありますか。

委員：対象者をどこまで絞るのかという事もあるが、高齢者は動画が取っつきにくい。色々なことが同時進行になっていくと思う。小学生が手話授業で学んだ後の振り返りをして、フィードバックができれば、色々と見えてくる部分もある。小学生でも興味のある子もいれば、そうでない子もいる。

座長：広報は知らない人になるべく多くの人に知ってもらうこと。それをきっかけに学びたいと思った人にどういう環境を提供していくか。さらに学びたい人が少しずつステップアップできる仕組みを作っていくことが広報の次の段階としてある。学びの場を提供する事と広報する事を混ぜない方がいいと思うが、上手く連動できるように進めていけるといいと思う。

委員：子どもたちが手話を学ぶことができるようになることは大切なことだと思う。こどもが成人するまで時間がかかってしまう。前回の会議で買い物や病院で困っているという話があったが、条例ができてでも不便さは今まで通りというのは辛いこと。企業やスーパー、病院などの職員の方に手話を覚えてもらう機会として、出前講座を活用してもらえるといいなと思う。

座長：提案いただいた内容はごもっともなことだと思います。ろう者の人に来ていただいているのでここまでの話を聞いていて、手話やろう者の存在を広く知ってもらえるのか等の意見をもらえたらと思います。

委員：ほとんど市ホームページを見ない人が多いと思う。長浜市のLINEの中に手話を身につける項目があればいい。

座長：例えば、市のLINEにそのチャンネルを設けることができたとして、その中身について

協力いただけるものですか。

委員：協力できると思います。

座長：誰が発信する媒体を作るかという事とその中身を誰が作るかという事を少し切り分けないと、全部できる人がいないから進まないことが多い。連携していく道を探っていくといい。

せっかくですので、日比さんか大住さんのどちらかご意見があれば。

関係者：米原市の方がサークルに来て手話の指導をやっていると聞きましたが、詳しい様子はわかりません。これからは長浜市の手話言語条例が制定されたので、米原市の人と一緒に指導していただいていたのですが、これから一緒にしていくのかどうかはわかりません。相談していくのはどうか。

委員：手話通訳問題研究会の湖北班では、長浜と米原の人が一緒に活動している。長浜だから、米原だからと分けて考えていない。声をかけていただけたらお手伝いさせていただける。ぜひ協力したいと思います。

座長：長浜市と米原市の間で、担当者の情報交換されることはありますか。

事務局：意見交換はしていない。個人的なことで思ったのは、ろう者は長浜、米原関係なく困っていると思うので、協力して助け合うといいのかなと感じました。

座長：何かの機会に米原市の担当者と話し合ってもらえると、お互いにヒントがあつていいと思う。

関係者：長浜市と米原市が合同で行くのではなく、お互いに行こうと考えている。長浜市の手話言語条例は3月にできたばかりでなかなか難しい。中身が詳しくわからないことが多い。

座長：連携することで、もし効率が良くなるのであればいいこと。
他に何かあれば、どんなことでも構わないのでよろしくお願いします。

関係者：一般の人がこの会議に参加することはできるのか。また、長浜市聴覚障害者協会の役員以外の一般会員はここに参加できるのか。

座長：委員以外の人参加については、会議の場か事前に提案してもらって話し合うことになるのかなと思う。手続き的なことを事務局よりお願いします。

事務局：今回は、前回の会議で参加してもらってはどうかという話があった。また、公募で一般市民の方にも投げかけているので、改めて参加していただくことは考えていません。聴覚障害者協会の関係者は今回特別に参加いただきましたが、協会代表の石川委員が意見を取りまとめてご参加いただきたい。

座 長：前回の会議で、ろう者が石川委員しかいないということが問題提議されました。他のろう者に一度参加してもらってはどうかということで、今回は認めて参加いただいている。参加回数と人数に制限があるので、市から早めに委員へ会議の開催情報をお知らせいただき、石川さんが意見をとりまとめて、会議に持ってきてもらえるといい。

委 員：手話通訳者の資格を持っている人は、普段は一般企業へ勤めている。平日の日中に手話通訳の依頼があっても行けないことが多い。手話言語条例が制定されたので、事業所にも手話やろう者を知っていただき、手話通訳へ行っておいでと後押しをしてもらえるような市になってほしい。平日の手話通訳の依頼は難しい場合も多い。

座 長：事業所へ理解していただくことはかなり難しく、そのための工夫が必要と思います。

委 員：通訳者の立場で発言しましたが、手話サークルの方でも平日の日中は難しいことも多いと思います。職場で行っておいでと後押ししてもらえる環境ができると、教える立場のスキルアップにもつながる。ぜひそうなってほしいと思う。

座 長：条例の趣旨と協力の依頼文を事前に作成しておいて、依頼する際に受け入れやすくなるのではないかと。毎回出向いて説明することは大変だと思うので、何か趣旨の説明ができるようなものがあると、協力してもらおう際の理解が得やすくなると思う。

委 員：言語をどうやって覚えますかといった際に、学習して身につけられていると思う。資格のあるなしに関わらず、手話を言語として広めたい、人に教えたいと思った時、スムーズにできる場を作れること。手話は福祉のイメージが根強く、例えば、お金をもらって手話を教えますと聞いた時に、それに対する反対意見はまだ多いと思う。言語である英語は料金を払って学ぶが、手話も同じ言語であり、学びたい人からお金をもらって教える人がいるという事に対して、社会が受け入れる土台が必要になってくるのではと感じる。また、ろう者との交流について、定期的に交流できるサロンが土日開催できると、自由に交流ができたりするのではないかと。実際に、みみの里があるので、交流できると良いなと感じた。

座 長：福祉の問題から言語・教育の問題へというふうに、手話の位置づけを変えるような条例だと理解している。言語という言い方をしているが、コミュニケーションと言ってもいいかと思うので、気軽にコミュニケーションできることが重要であると思う。どうしても福祉となると、専門の人がやるものと考えている人が多いと感じる。お店の人でも気軽にやってくださいというのは、外国人の観光客が増えたので言語を学びましょうと同じこと。長期的に考えると、手話を使える人を増やしていくことが必要。ロードマップにあげてもらっているように、手話奉仕員の充実を頑張ってもらいたい。今年度の手話奉仕員養成講座が想定以上に多かった要因、今年度の申込人数で増えていった場合に受け入れていけるのかどうか。

事務局：昨年のドラマが影響していると思われる。また、今年度は約60人の申込で精一杯など

ころがあり、30人程度が限界と感じる。来ていただいた方が最後まで受講できるというが、徐々に減っていくことがあり、そこを何とか繋いでいければと思う。

座長：手話が使えてなるべく専門性の高い人を少しずつ増やしていくことは世の中全般に必要なこと。まずは奉仕員から始まり、さらに興味を持った人が通訳士を目指すことはごく一部でも出てきたらいい。手話を始めてもらう機会が増えることは重要なこと。ロードマップにある資格取得者への助成とあるが、何か具体的に考えていることはあるのか。

事務局：試験となるとそれなりの費用がかかってしまうので、何か手だてができればと考える。予算が必要になってくるため、予算がつくかはわからない。

座長：資格取得になると、生涯教育に関わってくるため、その担当課と相談が必要となってくるかと思う。長浜市は手話通訳者をたくさん養成しているとなると、長期的にはかっこいいなと個人的に思う。

委員：資格取得とあるが、資格とは何をさしているのか。

事務局：手話通訳者や手話通訳士のレベルまでと考えている。

委員：手話通訳者は資格のことだが、手話通訳士は個人的な資格となる。ここにある資格というのは、通訳者のことだと思う。助成の内容というのは。

事務局：受講費用など。

委員：手話通訳者の養成講座は無料です。試験も無料です。有料の都道府県もあるが、滋賀県は無料で学べて受験もできる。

座長：実際に学ぶ際は、教材を買ったり、どこかに通ったりしますか。

委員：テキストは購入した。私のときは草津でしか講座がなく通った。今年度は草津と米原で開催され受講しやすくなっている。ぜひ長浜の人にもチャレンジしてもらいたい。

座長：最後に言い残したいことがあれば。

委員：社協ではコーディネートをさせていただき、ボランティアの人に行っている。仕事に行っている方は平日難しいとのことだが、勤め先には休んで行かれる場合もあるとの理解でいいのでしょうか。その際に、社協から活動への協力依頼文などはあるのか。

委員：今までもらっていない。

委員：スムーズな活動をしていただけるように持ち帰って検討させていただく。

座長：そういったものがあれば話が進めやすくなると思う。事業所が理解できていなくて承認

できないこともあると思うので、趣旨を説明されれば賛同してもらえと思う。ぜひともご協力よろしくお願いします。

《連絡事項》（事務局より）

- ・ 次回の会議開催は令和6年5月頃予定。次年度以降は半年に1回くらいのペースで開催予定。

3. 閉会 健康福祉部次長あいさつ

会議終了